

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について

1. プランの趣旨及び位置付け

子どもたちが社会の変化に対応しながら自己の能力や可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として社会参加していくための支援体制を整えることや第2章で述べた課題等を改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた現行プランを平成29年1月に策定しました。

現行プランは、教育プランで示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けられています。

プラン策定後は、学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育連携協議会」等でも特別支援教育の在り方を注視し、「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等との連携も図りつつ、特別支援教育の一層の推進につなげていきます。

2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

また、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な応じた見直しを行うこととされていたことを踏まえ、令和4年12月に改訂を行いました。

なお、次回の見直し時期については、懇話会の意見も踏まえ、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の改定時期と整合を図ることも含めて、検討していくこととします。

3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの場に限定して実施されるものではなく、教育的ニーズのある子どものいる場面全体に関わるものです。そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

つまり、教育的ニーズのある子どもたちへの指導・支援の充実が、ひいては北九州市全体の教育支援体制の整備・改善につながっていくことが期待されています。同趣旨のことが、令和3年1月の中央教育審議会の答申においても掲げられています。

以上のことから、本市においては、学校教育法や障害者基本法、障害者差別解消法などの関係法令の趣旨や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教職員向けガイドライン」の内容等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築に結び付けていきます。

こうした取組を踏まえて、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝え、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成に結び付けていきたいと考えています。

4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。この「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方については、第4章で詳しく説明します。

【5つの視点】

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

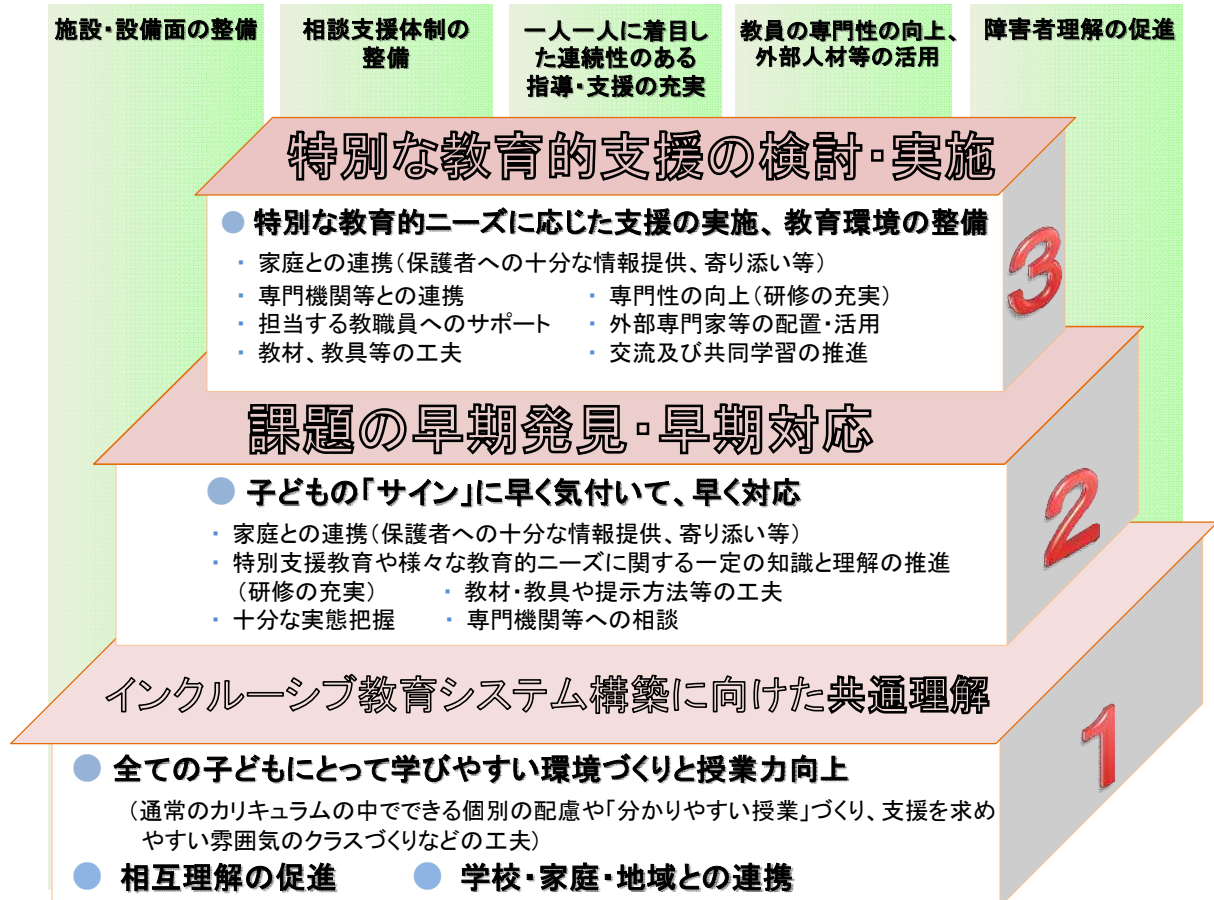
(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【「5つの視点」を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】



第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)

主な重点項目	状況
(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫	私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な課題を抱えている子どもたちがいます。
(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」などと決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。
(3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の 作成・活用	例えば、教科指導の場において子どもたちが感じる諸課題に対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで困難さが解消されることもあります。
(4) 「交流及び共同学習」 の推進	つまり、この例においては、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして様々な選択肢を提示することが全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりの実践につながり、学校全体に好ましい効果をもたらすことを期待することができます。
(5) 就労支援の充実、福祉等との連携	また、連続性のある指導・支援という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間における情報の引継ぎを着実にを行うことが重要です。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援の継続につなげていく必要があります。
	令和2年度には、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備され、ICTを活用して個々の障害特性に応じた指導ができるようになりました。今後は、学習指導をはじめ、様々な場面での活用が期待されています。

医療的ケア児の多くは、これまで肢体不自由特別支援学校へ就学してきましたが、近年では小・中学校に就学するケースも増えてきました。令和3年9月施行の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じることが義務化されました。

「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めるとともに、社会性の育成につなげていくことも大切です。

また、卒業後の企業への就労に当たっても、企業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。

【令和2年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（令和3年3月卒業）進路状況】

一般就業	40人
就労継続支援A型	13人
就労継続支援B型	43人
就労移行	11人
自立訓練	8人
生活介護	36人
入所	6人
進学	0人
その他	4人
合計	161人

<目指す方向性>

(1) - 1 : 合理的配慮の実践の蓄積

「合理的配慮」の内容は、教育委員会や学校が本人・保護者に対して十分な情報提供を行った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた建設的対話を重ね、合意形成を図りながら決定されるものですが、その実践を積み重ねることにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

(独) 国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルDB）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

こうした蓄積された実践例や有効な支援ツールの周知について工夫し、引き続き教職員に活用を促します。

(1) - 2 : 研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備

教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

また、放課後等デイサービスは学校と共に社会生活の場として大きな役割を果たしていることから、教育的ニーズのある子どもへの支援については、保護者の同意のもと、学校と放課後等デイサービスが「個別の教育支援計画」を活用して情報共有を図るなど、連携を充実させていく必要があります。

(1) - 3 : 保幼小の連携

特別な教育的ニーズのある子どもたちが小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制や情報共有の機能を高めます。

また、幼児教育の更なる充実を図るため、幼児教育支援員を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関等との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の充実などを図ります。

さらに、本市の幼児教育を推進するため、「(仮称) 幼児教育センター」を設置します。

(2) - 1 : 子どもが得意なことを生かす教育

教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とすることを生かす教育の在り方については、国内外の先進

的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちのもてる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(2) - 2 : 特別支援学校における読書活動の促進

障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めていきます。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(2) - 3 : 文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保

教育的ニーズのある子どもたちの中には、その特性等により、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような場合であっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できることがあります。

そのため、『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、「ふれあいコンサート」などのアウトリーチ型の鑑賞教室や、特別支援学校・特別支援学級合同作品展等での作品展示や鑑賞など、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。

また、障害のある子どもたちがスポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(2) - 4 : 県立特別支援学校との連携

北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。両校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあることから、県立特別支援学校との連携により、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、様々な交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(2) - 5 : 高等学校等との連携体制の強化

教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合があります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるように、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、一層の連携を推進していきます。

(2) - 6 : ICT機器等の活用による指導・支援の推進

- ① 教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難の克服、改善のため支援ツールの一つとして、個々の特性に応じてICTを活用することは、大変有効であると考えています。ICTを幅広く活用するために、種々のアプリを導入し指導事例を蓄積するなど、ICT利活用の促進を図っていきます。
- ② 令和2年度には、GIGAスクール構想により小・中・特別支援学校へ1人1台の端末整備に伴い、各学校に高速大容量の通信ネットワークの環境も整備されたため、学級間や学級と自宅、さらには学校間でのオンラインによる遠隔での交流活動が可能となりました。集団適応が苦手な児童生徒が校内のサポート室や自宅でオンライン授業に参加したり、感染症拡大期での学校間交流をオンラインで実施したりするなど、ICTを活用した学びを止めない支援の在り方について研究を進めてまいります。
- ③ 1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育（ICTに関する能力の習得を含む。）に関する指導方法や、テレワークによる就労支援等について研究を進めていきます。

(2) - 7 : ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築

学校現場でICT機器等を活用して指導や支援を行う場合には、教職員が活用方法を十分に理解するとともに、子どもたちへの効果を適切に評価することが求められます。そのために、教育センター等による研修体制を強化するとともに、本市又は他都市における先進的な活用事例等を収集するなど、ICT利活用のノウハウの蓄積・共有に努めていきます。

(2) - 8 : 医療的ケア児支援の体制構築

- ① 医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児本人、保護者及び教職員が安心して学校生活を送れるよう、関係機関との連携強化を行うとともに、看護師の巡回や配置等の充実及び学校生活における環境整備など、必要な支援体制の構築に努めます。

- ② 医療的ケア児を取り巻く医療・福祉等の関係機関との連携、情報共有及び医療的ケア支援に係る計画立案を行うため、専門性の高い看護師など必要な人員の確保を図ります。
- ③ 医療的ケア児支援法の趣旨の一つである「医療的ケア児が保護者の付添いがない場合でも適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じること。」を踏まえて、学校生活における保護者の付添いの機会の削減に努めます。

(2) - 9 : 生命 (いのち) の安全教育の推進

性に関する指導については、身体の変化や性差だけでなく、人間関係や性の多様性などの幅広い観点から、命を大切に、自他を尊重する態度を育むことが大切です。一方、性犯罪・性暴力の増加が社会問題となっており、教育の分野においても、被害者や加害者、傍観者にならないための取組が求められています。

本市では、これらの背景を踏まえて、令和4年3月に「生命 (いのち) の安全教育 指導の手引き (ver1)」を作成し、各学校において系統的に性に関する指導を実践するよう、推進しています。

特別支援学級や特別支援学校で手引きを活用する際には、子どもの実態により指導内容や教材等を選択し、教科別の指導や各教科等を合わせた指導、自立活動等において、発達の段階を考慮した指導を重ねていきます。

(3) - 1 : 「個別の教育支援計画」等の有効活用

必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に確実に引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修等で周知します。また、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」による周知などを通じて、計画の作成及び活用に当たっての理解の促進を図ります。

(4) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもたちの経験を増やし、また、社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

「一時的な交流」に終わることがないように十分留意し、様々な年齢層の地域の方々や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

個に応じた適切なねらいを定めた上で、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立てて実施し、得られた教育的効果が子どもたちの生活の質の向上につながるよう推進していきます。

(5) - 1 : 就労支援の充実、福祉等との連携

- ① 就労支援に当たっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーター、就労支援アドバイザーや就労支援専門家を引き続き配置するとともに、充実を図ります。これらの教職員を活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。

また、就労までの間に、金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的生活習慣や技能等を身に付けることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

- ② 保健福祉局や北九州障害者しごとサポートセンター等との連携により、障害のある生徒が就労した後のフォローアップの充実を図ります。

また、受入れ側の企業等に対しては、本人や保護者の了解を得た上で作成する「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

- ③ 放課後等デイサービスとの連携や1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育に取り組んでいくとともに、関係部局や関連機関等と連携したICT関連企業への就労先の開拓を進めるなど、生徒の就労支援の可能性を広げる取組を進めます。

(5) - 2 : 作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

特別支援学校においては、教科別の指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するために行う、各教科の目標・内容を合わせた指導）を実施しています。

各学校の特色や社会のニーズに対応するために作業プログラムの更新に努めるとともに、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善していきます。

《場に応じた支援の在り方（例：義務教育段階の場合）》

「一人一人に着目した連続性のある指導・支援」については、その子どもが置かれた環境や場所等によって異なることが考えられます。

そのため、義務教育段階の場合を例にとり、それぞれの学校での指導・支援の際に留意すべき点等について以下に示します。

特別支援学校での支援の在り方

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、地域の学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

つまり、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、また、それらを効果的に活用して指導・支援に生かしていくための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るための研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるよう支援体制を更に充実させていきます。

特別支援学級での支援の在り方

特別支援学級は小・中学校の校舎内に設置されていることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各学校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

一方、特別支援学級は、「個別の指導計画」に基づいた個別の学習指導を行う場でもあります。また、「自立活動」の指導では、個別や小集団での指導により、将来の自立や社会参加に向けたコミュニケーション能力の育成や、社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を行うことも期待されています。

特別支援学級に在籍する児童生徒が、日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につなげるためにも、特別支援学級内での学習指導の時間と、通常の学級での交流及び共同学習の時間が適切に運用される必要があります。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるよう、研修内容の充実はもちろん、kitaQせいせいチャンネル等を活用した情報提供などの体制を構築していきます。

通級による指導での支援の在り方

通級による指導を受ける子どもは、ほとんどの授業を在籍する通常の学級において受けるものの、障害の改善や克服につなげるための特別な指導・支援を通級指導教室で受けています。

そのため、通常の学級の担任と通級指導教室の担当者が連携し、それぞれの学級での様子や指導内容を共有しておかなければ、一貫した指導・支援の実現は不可能です。

こうしたことから、双方で密に連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うことで、支援手法の更なる改善につなげていくことが求められます。このことについては、子どもが他校通級している場合には特に重要になります。そうした場合には、ビデオ会議システムを活用して、互いの授業視察を行うことなども大変有効な手段であると考えます。

教育委員会としては、以上のような連携体制の構築がスムーズにできるよう、システム環境の整備や効果的な連携事例等の紹介等に努めます。

また、教育的ニーズのある子どもが通級指導教室での指導・支援を受ける場合には、一時的に通常の学級から離れることがあります。そのため、その子どもが疎外感等を味わうことがないように、他の子どもたちに対して通級指導教室での指導の意義等をよく説明し、理解を促すなど、全ての教職員の意識付けを図ります。

通常の学級での支援の在り方

子どもたちの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の場合は外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」などと短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげていくことができます。

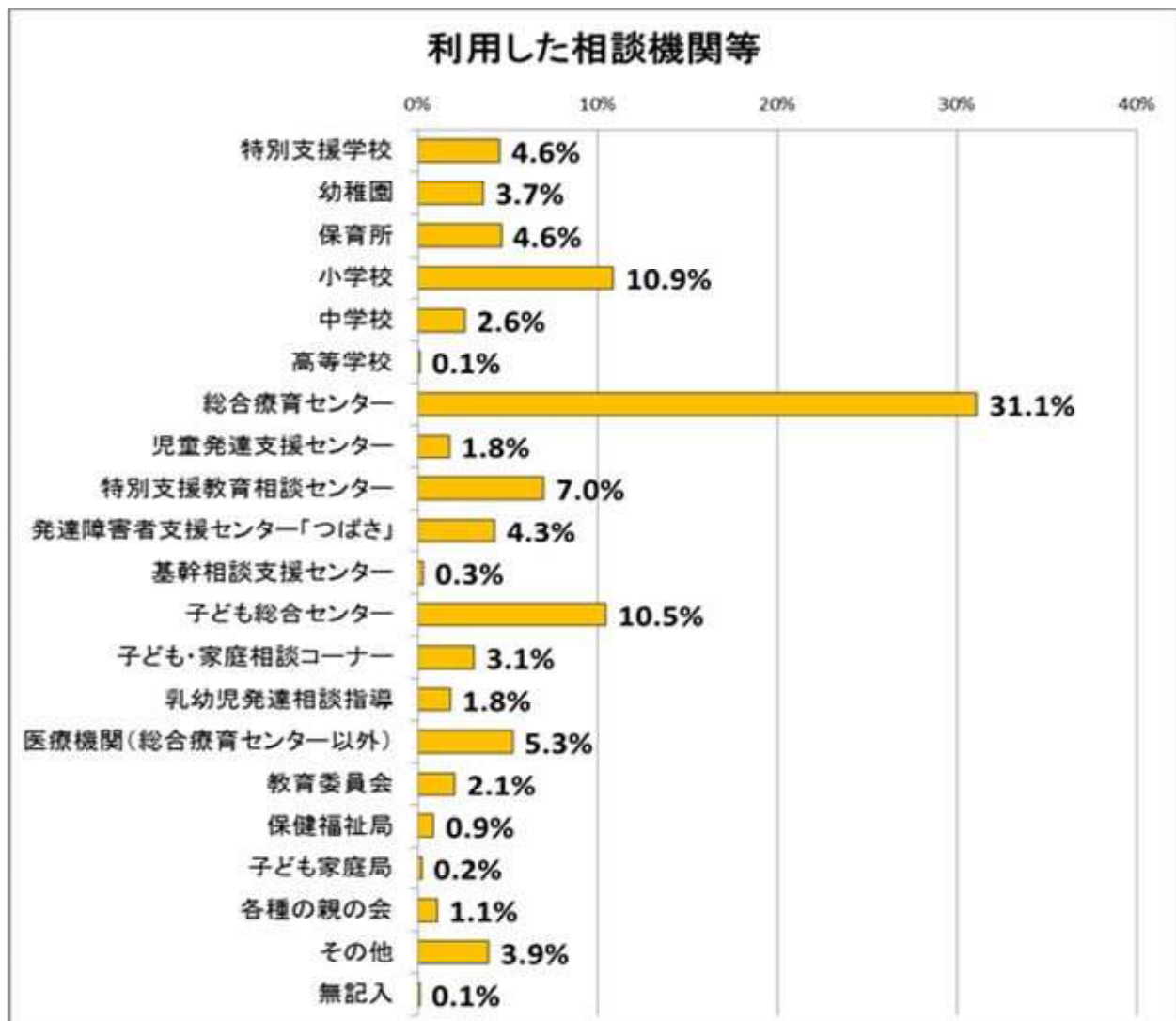
様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。

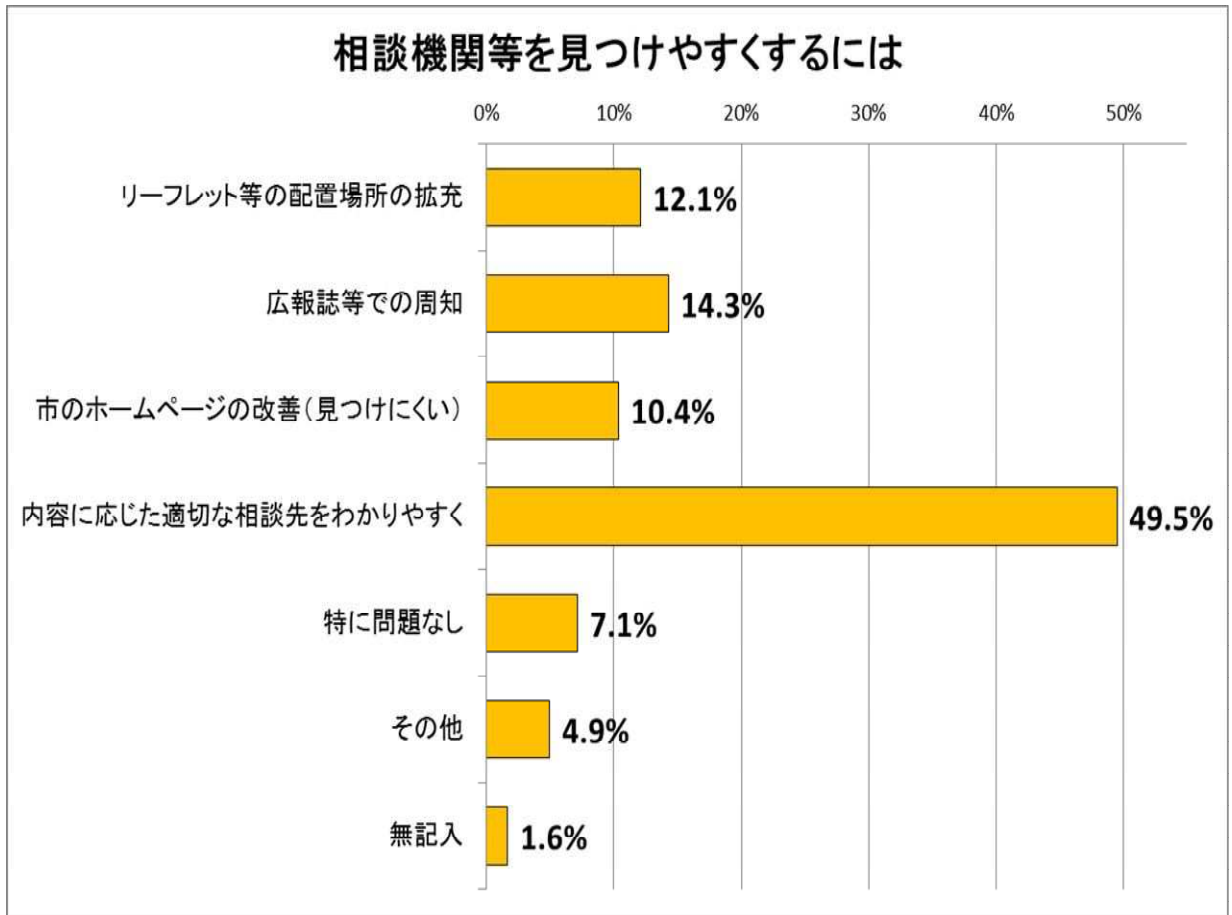
2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

主な重点項目	状況
<p>(1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <p>(2) 相談窓口等を分かりやすく周知</p> <p>(3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進</p>	<p>市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。</p> <p>さらに、就学前の特別な教育的ニーズのある幼児や保護者等を支援するため、新たに(仮称)幼児教育センターを設立し、組織体制についての検討を進めています。</p> <p>上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。</p> <p>市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人と保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う地域の特別支援教育の中核としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組としては、訪問・来校相談の実施、小中学校への移行支援、公開研修会の開催、学校・園の研修会への協力、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信を行っています。</p> <p>しかし、令和3年度の懇話会においても平成27年度に実施した保護者アンケートの結果と同様に、構成員から「分かりやすい相談窓口等の資料の必要性」、「相談窓口や関係機関の周知の徹底等」などについて改善を求める意見が出されました。</p>

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることや相談件数の増加や内容の困難化に対応するためにも相談体制の改善及び充実に努めていく必要があります。

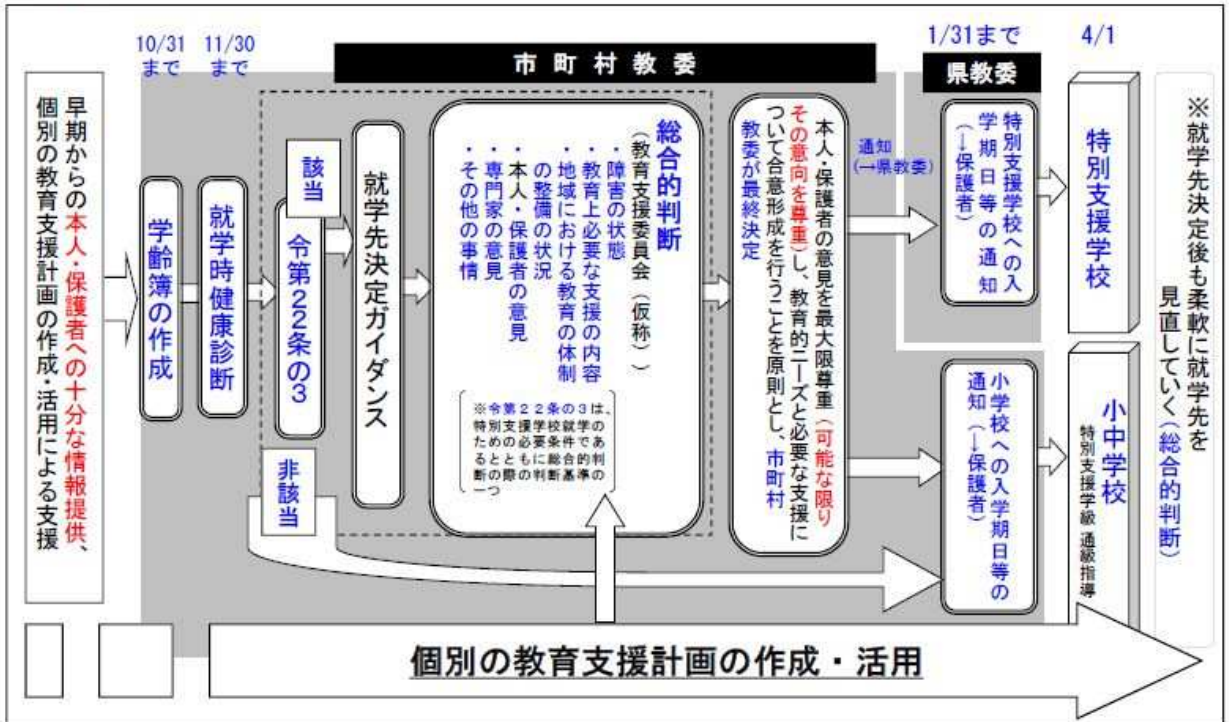
【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：利用した相談機関等】





障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実

保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していけるよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

(1) - 2 : 特別支援教育コーディネーターの複数配置

多様化する教育的ニーズや増加する相談件数等に対応するため、また、特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園へのコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続していきます。

(1) - 3 : 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有

各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、本人・保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有します。

(2) - 1 : 分かりやすい相談窓口の提示

保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口や支援の手続きなどの早見表の作成などについても検討していきます。

(3) - 1 : 就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実

特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげていきます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるように配慮します。

(3) - 2 : 就学前説明会での情報提供の充実

各学校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園における特別支援教育コーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あるいは教育委員会から派遣）されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」においても掲載し、幅広く周知を図り、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

(3) - 3 : 早期支援の充実

早期に障害のある子どもの状況を把握し、適切な支援を行うことが重要であることから、発達障害の特性のある就学前の子どもが、安心して就学に備えることができるよう、関係局との連携により、①園医健診、②かかりつけ医健診、③特性評価（アセスメント）の三層構造による早期支援システムの構築に向けて研究を行います。

また、特別支援教育相談センターに配置された「早期支援コーディネーター」の活用により、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等が感じる様々な不安や課題に対して、その手立てを一緒に考え、引き続き適切な就学先決定に結び付けていきます。